

特別寄与料制度とは

特別寄与料とは

相続人以外の親族が被相続人に対する療養看護その他の労務の提供により被相続人の財産の維持又は増加について寄与をした場合には、相続人に対して金銭(特別寄与料)を請求することができることとしました。

現行民法では、寄与分が相続人に限定されており、相続人以外の親族(典型例:被相続人の長男の妻)が被相続人に対して療養看護その他の労務の提供をしたとしても、寄与分を主張したりすることはできません。そこで、実務上は、長男の嫁が療養看護していた場合には、相続人となる長男の寄与分として評価することもあります。ただ、このケースで長男がすでに死亡している場合、長男の寄与分として評価することもできず不公平となることから、このような改正が行われました。

特別寄与料の額

特別寄与料の額は、まず当事者間の協議により決定します。

当事者、例えば義父(被相続人)を介護した長男の妻が、その他の兄弟姉妹(相続人)との間で特別寄与料を協議する訳です。これは揉めてすんなり決まらないことになりそうです。

当事者間の協議が整わない場合には、特別寄与者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができます。これを受けて、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して特別寄与料の額を定めることとなります。

具体的に特別寄与料の額を定めるにあたっては、以下のような現行の寄与分(第904条の2)において相続人が自ら被相続人に対する療養看護を行った場合と、概ね同様の取扱いがされると考えられます。

$$\text{第三者の日当額} \times \text{療養看護日数} \times \text{裁量割合}$$

特別寄与料の税務上の取扱い

特別寄与料については、遺贈により取得したものとみなして相続税の課税対象とされます。他方で、特別寄与料については、これを支払う相続人の課税価格から控除することとされます。

相続税の申告後に支払うべき特別寄与料の額が確定した場合には、確定後 4 カ月以内に構成の請求ができます。この制度は 2019 年 7 月 1 日から施行されます。

